

| | |
|---|---|
| 中期目標の期 間における業 務の実績及び 当該実績につ いて自ら評価 を行つた結果 を明らかにす る報告書 | 一 中期目標の期間の終了時に見 込まれる中期目標の期間における 期目標の期間 における業務 号に掲げる事項に係るものである の実績及び当 該実績について 自ら評価を項 目に係るもので ある場合には次 のイからニまで、同 項に掲げる事項に 係るものである 場合には次のイ からハまでに掲 げる事項を明ら かにする |
| 口 当該期間における業務運営の 状況 | ハ 当該業務の実績に係る指標が ある場合には、当該指標及び当該 期間における毎年度の当該指標の 数値 |
| 口 当該期間における業務運営の 状況 | ハ 当該業務の実績に係る指標が ある場合には、当該指標及び当該 期間における毎年度の当該指標の 数値 |
| 口 当該期間における業務運営の 状況 | ハ 当該業務の実績に係る財務情報及び 人員に関する情報 |
| 口 当該業務の実績が通則法第二 十九条第二項第二号から第五号ま でに掲げる事項に係るものである 場合には、前号に掲げる業務の実 績について、国立美術館が評価を行 った結果。なお、当該評価を行つ た結果は、次のイからハまでに掲 げる事項を明らかにしたものでな ければならない。 | 二 当該期間における毎年度の当 該業務の実績に係る財務情報及び 人員に関する情報 |
| 口 業務運営上の課題が検出され た場合には、当該課題及び当該課 題に対する改善方策 | イ 中期目標に定めた項目ごとの 評定及び当該評定を付した理由 ハ 過去の報告書に記載された改 善方策のうちその実施が完了した 旨の記載がある場合に |
| 口 業務運営上の課題が検出され た場合には、当該課題及び当該課 題に対する改善方策 | ハ 過去の報告書に記載された改 善方策のうちその実施が完了した 旨の記載がないものがある場合に は、その実施状況 |

| | |
|----------------|--|
| 第一項 (会計の原則) | 2 国立美術館は、前項に規定する報告書を文部 科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報 告書をインターネットの利用その他の適切な方 法により公表するものとする。 |
| 第二項 (会計の原則) | 3 第六条及び第七条 削除 |
| 第三項 (会計の原則) | 2 第八条 国立美術館の会計については、この省令 の定めるところにより、この省令に定めのない ものについては、一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に従うものとする。 |
| 第四項 (会計の原則) | 2 第九条 第二十九条第二項第二号に 規定する一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に該当するものとする。 |
| 第五項 (会計の原則) | 3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推 進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会 |

| | |
|----------------|---|
| 第六項 (会計の原則) | 2 第十条 国立美術館に係る通則法第三十八条第一 項に規定する主務省令で定める書類は、行政コ スト計算書、純資産変動計算書及びキヤツシ ュ・フロー計算書とする。 |
| 第七項 (会計の原則) | 2 第十一条の二 国立美術館に係る通則法第三十八 条第一項の規定により主務省令で定める事項につ いては、この条の定めるところによる。 |
| 第八項 (会計の原則) | 2 第十二条 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |
| 第九項 (会計の原則) | 2 第十三条 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |
| 第十項 (会計の原則) | 2 第十四条 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |

| | |
|-----------------|--|
| 第十一項 (会計の原則) | 2 第十五条 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |
| 第十二項 (会計の原則) | 2 第十六条 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |
| 第十三項 (会計の原則) | 2 第十七条 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |
| 第十四項 (会計の原則) | 2 第十八条 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |
| 第十五項 (会計の原則) | 2 第十九項 会計監査人は、通則法第三十八条第一 項に規定する事項を記載するための報告書を作成 しなければならない。 |

績。なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。

一から五まで 略

六 独立行政法人国立美術館に関する省令第五

条第一項

(業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一から九まで 略

十 独立行政法人国立美術館に関する省令第十

条の二第三項

附則 (平成二八年四月一日文部科学省

令第二三号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成三十〇年二月七日文部科学省

令第二号) 平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平成三十〇年一〇月一日文部科学省

令第二九号) 平成三十一年十月一日から施行する。

附則 (平成三十〇年六月一三日文部科学省

令第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附則 (平成元年六月一三日文部科学省

令第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一から九まで 略

十 独立行政法人国立美術館に関する省令第十

条及び第十条の二

附則 (令和四年三月三一日文部科学省

令第一七号) この省令は、公布の日から施行する。